

平成19年第1回
西多摩衛生組合議会臨時会会議録

平成19年7月13日

西多摩衛生組合議会

平成19年第1回西多摩衛生組合議会臨時会

1 日 時 平成19年7月13日(金)午後2時15分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	野澤 久人	副管理者	石塚 幸右衛門

収 入 役 北村 健

出席議員

1 番 大坪 国広	2 番 近藤 浩	3 番 齋藤 成宏
4 番 羽村 博	5 番 野島 資雄	6 番 木下 克利
7 番 門間 淑子	8 番 川崎 明夫	9 番 橋本 弘山
10 番 田村 昌巳	11 番 串田 金八	12 番 原田 剛

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	羽村 誠	業 務 課 長	加藤 一夫
施 設 課 長	松沢 昭治	総 務 課 長	谷部 清
管 理 課 長	島田 善道		

構成市町職員

青梅市環境経済部長	関塚 泰久	羽村市産業環境部長	原島 秀明
福生市生活環境部長	吉沢 英治	瑞穂町生活環境課長	石川 勉

平成19年第1回西多摩衛生組合議会
臨時会議事日程（第1号）

平成19年7月13日（金）
午後2時13分 開議

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙

平成19年第1回西多摩衛生組合議会
臨時会議事日程（第1号）追加の1

平成19年7月13日（金）
午後2時13分 開議

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 副議長選挙
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第6号
西多摩衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号
西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号
西多摩衛生組合助役の給与に関する条例を廃止する条例
- 日程第9 議案第9号
平成19年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第10号
西多摩衛生組合監査委員の選任について（その1）
- 日程第11 議案第11号
西多摩衛生組合監査委員の選任について（その2）

午後2時15分 開会

○臨時議長（田村昌巳） 本日は、地方自治法第107条の規定により、年長の私が臨時議長を務めますので、よろしく願いをいたします。

議員現在数12名、出席議員12名、欠席議員はゼロです。よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立をいたします。

それでは、ただいまから平成19年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を開会いたします。

これより議事に入ります。

臨時議長において行う議事日程は、お手元にご配付いたしました議事日程（第1号）といたします。

日程第1、仮議席の指定についてを行います。

仮議席の指定につきましては、臨時議長が定めることになっておりますので、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項に規定されている指名推薦で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることと決定をいたしました。

お諮りいたします。

被指名人の指名方法は、臨時議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、議長に申田金八議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました申田金八議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました申田金八議員が議長に当選されました。

会議規則第23条の規定により当選の告知をいたします。

申田金八議員、議長に当選されましたので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（申田金八） ただいま議員各位の皆様により当組合の議長にご推薦をいただきました福生市選出の申田金八です。どうぞよろしくお願いいたします。

もとより微力ではございますが、当組合議会の円滑なる運営と推進のために誠心誠意努力する所存でございますので、よろしくお願いいたします。

議員各位、また正副管理者各位の絶大なるご支援とご協力を心からお願い申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（田村昌巳） どうもありがとうございます。串田金八議長、議長席にお着き願います。
暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時18分 再会

○議長（串田金八） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 皆様こんにちは。議長のお許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成19年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず全員の議員の皆様方のご出席を賜り開催できますことを厚くお礼申し上げます。

議員各位におかれましては、過日行われました統一地方選挙におきましてみごとご当選の荣誉に輝きました。まことにおめでとうございます。既に構成市町の議員としてご活躍をいただいているところでございますが、同時に本西多摩衛生組合の議員としても今後ともご尽力を賜りたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でございますが、環境センターでのごみ処理業務につきましては、平成18年度の実績を申し上げますと、約7万3,180トンのごみ搬入量がございまして、平成17年度と比較いたしますと1.47%、約1,060トンの増となっております。

ごみ焼却処理に当たりましては、公害防止設備をはじめ施設の維持管理に万全を期し、法律で定めた環境基準並びに地域住民との間で締結しております公害防止協定を遵守しながら、安全かつ衛生的に処理を行っているところでございます。

なお、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき本年4月から小金井市の可燃ごみの受け入れを実施しておりますが、4月から6月までの3カ月間の実績で約2,500トンの搬入がございました。詳細につきましては、後ほどの議員全員協議会でご報告させていただきます。

次に、フレッシュランド西多摩におきましてはオープン以来5年9カ月が経過いたしました。平成18年度におきましては、1日平均で約487人、年間では約14万9,000人という多くの方々にご利用いただきまして、地域の皆様の憩いの場として、幅広い年齢層の方々に親しまれる施設となっております。

なお、おかげをもちまして昨年の11月30日には80万人目の入館者を迎えさせていただいたところであります。今後とも利用者の要望を取り入れながら、地域への還元施設としての住民の福祉の向上にさらに貢献していきたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件につきましては、西多摩衛生組合補正予算（第1号）のほか6件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

極めて簡単でございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（串田金八） 以上で管理者の発言は終わりました。

この際、日程の追加について申し上げます。

本日の議事日程（第1号）に、先ほどお手元に配付いたしました議事日程（第1号）追加の1を追加いたします。

これより、追加日程に入ります。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、

- 1番 大坪 国広 議員
- 2番 近藤 浩 議員
- 3番 齋藤 成宏 議員
- 4番 羽村 博 議員
- 5番 野島 資雄 議員
- 6番 木下 克利 議員
- 7番 門間 淑子 議員
- 8番 川崎 明夫 議員
- 9番 橋本 弘山 議員
- 10番 田村 昌巳 議員
- 11番 串田 金八 議員
- 12番 原田 剛 議員

以上のとおり、指定いたします。

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

- 1番 大坪 国広 議員
- 2番 近藤 浩 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がありますので、事務局長より報告いたします。羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） それでは、諸報告をさせていただきます。

はじめに、本臨時会の招集通知につきましては、西衛発第310号、平成19年7月6日付けをもちまして管理者より議会あてに、平成19年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本臨時会の日程でございますが、既にお手元に配付いたしております議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては追加日程第6、議案第6号、西多摩衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例と、追加日程第7、議案第7号、西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の2件につきましては関連がございますので、一括してご審議を願うことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本臨時会における議事説明員として、正副管理者、収入役及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、追加日程第3、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期については、7月13日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) ご異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとすることに決定いたしました。

次に、追加日程第4、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項に規定されている指名推薦で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

被指名人の指名方法は、議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に川崎明夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました川崎明夫議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました川崎明夫議員が副議長に当選されました。

会議規則第23条の規定により当選の告知をします。

川崎明夫議員、副議長に当選されましたので、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長(川崎明夫) 皆様のご推薦をいただきまして副議長になりました羽村市議会の川崎明夫でございます。

申田議長を補佐しながら、当組合議会の運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(申田金八) どうもありがとうございました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、追加日程第5、承認第2号、専決処分を求めることについて(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(羽村市長 並木 心) それでは、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)につきましてご説明申し上げます。

本案の改正につきましては、羽村市では平成19年3月議会定例会において可決されております。

西多摩衛生組合職員の給与につきましては、従前より羽村市職員の給与条例に準じて定めており、当

組合といたしましても、同様に改正を図りたかったわけではありますが、構成市町が3月議会定例会開催中ということで、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかとなったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきました。

内容につきましては、平成18年の人事院及び東京都人事委員会勧告において、国全体として少子化対策を推進していることに配慮し、3人目以降の子等に係る扶養手当支給額を1,000円引き上げる勧告がなされております。当組合といたしましても、勧告、構成市町の動向を踏まえ、同様に3人目以降の子等に係る扶養手当の引き上げを図ったところでございます。

改正の内容でございますが、承認第2号附属資料の新旧対照表をごらん願います。

第9条第3項第4号中「4,000円」を「5,000円」に改めております。

付則でございますが、平成19年4月から実施することが適当であるとした東京都人事委員会勧告に従い、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号、専決処分を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

お諮りいたします。

追加日程第6、議案第6号及び追加日程第7、議案第7号の2件につきましては関連がございますので、一括して議題としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第6、議案第6号、西多摩衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例及び追加日程第7、議案第7号、西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま一括議題となりました議案第6号、西多摩衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例並びに議案第7号、西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

両案につきましては、平成19年4月1日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」により、収入役制度が廃止されたことに伴い、所要の文言等を整備するものであります。

前提として、西多摩衛生組合同規約につきましては、平成18年度中に規約変更の手続きを行い、平成19年4月1日付けにて東京都知事の許可をいただいております。

なお、組合同規約の付則で、現に在職する収入役につきましては、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする経過措置を設けております。

条例改正の詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定

いただきますようお願い申し上げます。

○議長（申田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 議案第6号、西多摩衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例並びに議案第7号、西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

最初に議案第6号附属資料の新旧対照表をごらん願います。

まず、第1条に見出しとして「（定義）」を付し、同条を「この条例で職員とは、組合の事務局に常時勤務する者（嘱託員及び臨時に雇用される者を除く。）をいう。」に改めております。

次に、第2条に見出しとして「（職員の定数）」を付し、同条第1項中「管理者の事務部局の」を削り、第2項を「議会の職員については、管理者の補助職員をして兼務させるものとする。」に改めております。

付則でございますが、西多摩衛生組合規約の一部を改正する規約の施行日に合わせ、この条例は公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用するものとしております。

続きまして、議案第7号附属資料の新旧対照表をごらん願います。

まず、第1条は「この条例は、地方自治法第204条第3項の規定により、西多摩衛生組合管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）に支給する給与、旅費及び費用弁償について定めることを目的とする。」に改めております。

これは、本条例の目的を規定しております第1条中において、管理者等から収入役を除くとともに、給与支給の根拠法令を明確にし、第2条を削るものでございます。

次に、給料を規定しております第3条を1条繰り上げ、第2条とし、同条第1項各号に、管理者及び副管理者の年額給料をそれぞれ規定し、改正前の第4条で給料の月割計算に関する規定のうち、収入役の選任に関する文言「若しくは選任」を削り、第2条第2項としております。

これは、改正後の地方自治法では、収入役に代わり新たに「会計管理者」を置かなければならず、「会計管理者」については、地方公共団体の長の補助執行機関である職員から当該団体の長が命ずることとなっておりますことから、特別職である管理者及び副管理者について規定する本条例から削るものでございます。

第5条以降は、改正前の第2条及び第4条の廃止に伴い、2条ずつ繰り上げるとともに、各条の規定内容の明確化を図るため、見出しを付すものでございます。

次に付則でございますが、第1項は施行期日に関する規定で、西多摩衛生組合規約の一部を改正する規約の施行日に合わせ、この条例は公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用しようとするものでございます。

第2項は、在職中の収入役の経過措置に関する規定で、この条例の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限りなお従前の例により在職するものとし、改正後の本条例は適用せず、改正前の西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例の規定に基づき、給料等の支給を行うことができるものとするものでございます。

以上で議案第6号、西多摩衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例並びに議案第7号、西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（申田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（申田金八） 以上で質疑を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち、議案第6号、西多摩衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例の件につきましてお諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号、西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件をお諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第8、議案第8号、西多摩衛生組合助役の給与に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(羽村市長 並木 心) ただいま議題となりました議案第8号、西多摩衛生組合助役の給与に関する条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

この条例の廃止につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、「助役」が「副市町村長」に改められることに伴い、西多摩衛生組合規約に規定しております助役の設置につきまして、昨年11月13日に開催いたしました正副管理者会議にて協議し、その決定に基づいた規約変更も既に平成19年4月1日付けで東京都知事から許可をいただいておりますことから、西多摩衛生組合助役の給与に関する条例を廃止しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(申田金八) 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号、西多摩衛生組合助役の給与に関する条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第9、議案第9号、平成19年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(羽村市長 並木 心) ただいま議題となりました議案第9号、平成19年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)の件につきましてご説明申し上げます。

補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,900万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を38億8,200万円に変更しようとするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入では諸収入に「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」に基づき、本年4月から実施しております小金井市の可燃ごみ受け入れに係る可燃ごみ処理委託受託金を科目存置し、計上させていただいております。

小金井市の可燃ごみ受け入れにつきましては、議会冒頭のあいさつで申し上げましたが、後ほどの議員全員協議会でご説明させていただきます。

歳出につきましては、じん芥処理費において広域支援の実施に伴います需用費、委託料の精査を行ったほか、工事請負費では当組合の環境方針であり、また羽村市・瑞穂町の両協議会からの要望事項でもあります公害対策の充実を図るべく、排ガス処理設備の ばいじん除去装置に触媒入りバグフィルターを導入するための経費を計上させていただいております。

また、予備費は小金井市からの受託金と補正予算経費を精査し、一時的な措置として予算化させていただいております。

なお、詳細につきましては事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 議案第9号、平成19年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の詳細につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億1,900万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を38億8,200万円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正によると定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、第5款諸収入は1億1,900万円増額いたしまして、1億2,454万5,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は1億1,900万円増額いたしまして、38億8,200万円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は130万5,000円増額いたしまして、2億1,368万5,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は6,006万7,000円増額いたしまして、12億7,753万円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は431万9,000円減額いたしまして、1億4,745万4,000円と定めようとするものでございます。

第6款予備費は6,194万7,000円増額いたしまして、6,512万円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は1億1,900万円増額いたしまして、38億8,200万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。4、5ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

5ページをごらんいただき、歳入でございます。

第5款諸収入は2目雑入で1億1,900万円増額いたしまして、1億2,449万4,000円でございます。これは、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく可燃ごみ焼却処理委託契約により、本年4月から受け入れております小金井市のごみの処理委託受託金を新たに科目存置し、計上したことによるものでございます。

1億1,900万円の内訳でございますが、小金井市との契約では年間の搬入量が1万トン以内となって

おりまして、実際の搬入量はその範囲内であれば、小金井市次第となるため、現時点においてはまだ3カ月分の実績しかありませんので、実際の年間搬入量の予測は難しい状況でございます。

そこで、ここでは4月、5月、6月分の実績に基づく受託金を歳入として計上させていただきました。7月分以降の受託金につきましては、小金井市の来年3月末までの搬入予定量の確認や10月分までの実績を踏まえた上で、11月議会定例会に補正予算として上程させていただきたいと考えております。

以上、補正額合計1億1,900万円を増額いたしまして、歳入合計は38億8,200万円でございます。

次に6、7ページをごらんいただき、歳出でございます。

第2款事務所費は1目一般管理費で130万5,000円増額いたしまして、2億16万7,000円でございます。主な内容といたしましては、第11節需用費で印刷製本費55万5,000円の増額、第13節委託料で広報用資料配付委託料75万円を新たに計上したことによるものでございます。

これは、当組合と公害防止協定を締結しております羽村九町内会自治会生活環境保全協議会並びに瑞穂町環境問題連絡協議会の区域内にお住まいの方々に、広域支援の状況等をはじめ運営状況を周知するための広報費用として計上したものでございます。

第3款じん芥処理費は6,006万7,000円増額いたしまして、12億7,753万円でございます。主な内容といたしましては、第11節需用費で32万8,000円の増額、これは小金井市の可燃ごみ搬入に伴う経費を当初予算では組み込んでおりませんでしたので、当面の搬入予想量を4月から10月分までで5,000トンと想定し、公害防止薬品類の使用量及び購入電力量を精査し直した結果、消耗品費391万3,000円の増額と、発電量の増加に伴う購入電力量の減少による光熱水費358万5,000円の減額が見込めることによるものでございます。

第13節委託料は566万4,000円の増額でございます。主な内容は、需用費同様に小金井市の可燃ごみ受け入れに伴うもので、焼却残渣の運搬処理に係る焼却不適物処分委託料、残灰運搬委託料、飛灰搬出運搬業務委託料で計469万7,000円の増額、さらには搬入された小金井市のごみのごみ質分析を追加したごみ分析委託料96万7,000円の増額によるものでございます。

第15節工事請負費は5,407万5,000円の増額で、これは当初予算では現在使用中のものと同品目のバグフィルターとの交換を予定しておりましたが、ダイオキシン類のさらなる低減に向けて、より性能の高い触媒入りバグフィルターを導入する新たな試みを図るため、プラント関連工事でございます施設維持整備工事費に必要な経費を計上したことによるものでございます。

恐れ入ります。8、9ページをお開き願います。

第4款余熱利用施設事業費は431万9,000円減額いたしまして、1億4,745万4,000円でございます。主な内容といたしましては、第11節需用費で13万5,000円の増額、これは同種の浴場施設の建設が相次ぎ、利用者の減少が危惧されることから、集客を図るイベント用のポスター等を作成するための印刷製本費を増額したことによるものでございます。

第13節委託料は468万4,000円の減額、これは余熱利用施設運營業務委託の契約差金614万7,000円の減額と、利用者の拡大を図るため9月から開催を予定しておりますフラダンス教室などの各種イベント開催委託料146万3,000円の増額によるものでございます。

第18節備品購入費23万円の増額は、浴場施設を運営する上でリネン類の洗濯に必要な洗濯機の買い替え等の費用を計上したものでございます。

第6款予備費は6,194万7,000円増額いたしまして6,512万円でございます。これは小金井市からの受託金と補正予算にかかる経費とを精査したものを一時的に措置させていただいたことによるものでございます。

以上、補正額合計1億1,900万円を増額いたしまして、歳出合計は38億8,200万円でございます。

続きまして、10 ページの関係資料でございますが、債務負担行為に関する調書で、18 年度に設定しました第4款余熱利用施設事業費のうち余熱利用施設運営業務委託料について記載してございます。

以上で、平成19年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。7番、門間議員。

○7番（門間淑子） 何点かちょっと補正予算に絡んで質問いたします。

小金井市のごみを受け取ったことよっての補正が起きているわけですが、その前後についてはまた全協の方でというふうに思いますので、特にお金に絡んで質問します。

先ほだのご説明では、今回補正予算が組まれた1億1,900万円というのが4月、5月、6月分の実績に基づいたものだということでした。これの総トン数ですね。総量をまず1点お尋ねします。

それから、7月以降から10月分までの実績については、その以降について、小金井市の事情によるものということでしたが、11月議会へ提案するということでした。そうするとこれは小金井市からの搬入のこちらに対する、焼却処理委託金というのは3ヶ月ごとに支払われるということになっているのでしょうか。それが2点目。

3点目ですが、今回この1億1,900万円の内訳をしてみると、大体一番最後、6,100万円ぐらいが予備費として計上した残りは広報費とかバグフィルターとかいうことに、それからそれに、焼却処理に伴うさまざまな経費に充当されているというふうに思うのですけれども、まずそのうちの広報費の方ですが、印刷製本、広報資料配布に関して、この配布先は瑞穂町の環境対策協議会ですか、羽村は九町内会という一定の範囲内に知らせるということでしたが、どういう内容で、いつごろ、しかも何回これをなされるのかということが4点目です。

次に、それから施設維持設備工事費で触媒入りバグフィルターを交換するというので、グレードアップしたものを交換するということですが、これは何号炉に充当しているのか、これは1炉分なのか、そうでなければ、それ以降についてどういうふうに考えているのか、今回は1億1,900万円ですけれども、これは3カ月分だということで、これから先、契約書では一応来年の3月いっぱいということですから、3カ月ごとについてもまだまだこれからこういうようなお金が入ってくるわけですが、地域住民の皆さんからいわせれば余り納得してない、非常に問題があるというふうに思っている今回のごみ受け入れに関して、こういうような大きなお金が動くわけで、1キロ当たり48円でしたか、入ってくるわけですけれども、まずは公害対策、安全対策は最優先、それから情報公開、それから住民への説明が最優先だと思うのですけれども、それは一部ここの中では実施されていますが、とりわけバグフィルターに関しては、これは1炉なのかどうなのかということについて、まず第1問目の方でお尋ねします。

それから、一時的に措置される6,100万円は今後どのように扱われていくといたしますか、どのように考えていらっしゃるのか、以上6点ぐらいでしたかね。第1回目の質問です。5点ですか。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 今、門間議員さんから何点かご質問を受けましたが、4月から6月末までのごみ量は、正確には2,499.55トンです。実際に小金井が持ってきた実績になります。

2点目、お金の方なのですが、支払いの方なのですが、3カ月ごとではなくて毎月請求して毎月入れていただいております。

広報の方でございますが、広報の予定しているものとしたしましては、A3版の両面刷りのものを2回、A4版の両面刷りのものを1回今後発行させていただきたいと思うのですが、発行の時期等につい

てはまだ明確に決めておりません。内容につきましては羽村、瑞穂両協議会がございますので、そちらにいろいろご意見を伺いながら内容の方は充実させていきたいと考えております。

それとあと、予備費の方の今回一時的に措置させた金額等なのですが、これについてはまだ、どのように扱うかについては現在のところまだ決まっておりません。今後、正副管理者会議なりでその方向性は決めていただくことは必要とは考えております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 触媒の交換、バグフィルターの交換のご質問でございますが、当組合のバグフィルターにつきましては、5、6年の使用で常に更新しております。こういった面からみますと、現在、稼働9年を迎えておりますけれども、既に3炉について1回新しくなっております。本年度から2回目の更新になりまして、1号、2号、3号、三つございますが、計画では19年、20年、21年の3年間で更新をしていくと、こういった計画になっております。

本年度は2号炉のバグフィルターにおいて更新時期でございますので、先ほど説明をいたしました新たな方式の高性能なバグフィルターに更新をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 答弁漏れがあったかと思ます。

先ほど、今回のバグフィルターの方の費用の中で小金井からの受託金が充てられたかというようなதாகご質問をいただいたかと思うのですが、それは正副管理者会議の中でご了承いただいて、そこには充てさせていただいております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 門間議員。

○7番（門間淑子） 再質問します。

広報紙をこれから年3回ですか、発行していくということですので、その内容はちょっといつごろかまだははっきり決まってないということですが、今回の小金井市のごみ受け入れに関しては、住民の皆さんは全く知らないまま決まってきてしまっている。もちろん議会に対しても報告事項であったということからいけば、住民意思が反映されたところはどこにもないわけで、そういうことからいけば、この住民の皆さんに事態の推移とか、今現在どうなっているのか、これからどうするのかということはあるべく早く、本当だったらもう受け入れを決定した段階でそういうことはなされるべきであったろうというふうに思います。

したがって、今現在どうなっているのかということだけでも最も早い段階で出していくべきではないかと思うのですが、全く決まっていないというのはちょっと、今のこの7月になった段階でそれはちょっとないのではないかなというふうに思うのですけれども、そこについて、回数だけは決めて時期は決まってないというのはやはりちょっと対応としては遅れているのではないかなと思うので、もう1回お聞きします。

それから、バグフィルターの件ですけれども、今回は19年度で2号炉だけを取り替えるということでした。しかし、この衛生組合の焼却プロセスというのが、ことしの4月から3市1町のプラスチックも焼却されている。そこに突然小金井市のごみが、1万トン予定量ですけれども、入ってくるということで、従来の焼却処理システムといいますか、やり方というか、量というか、ごみ質というか、そういうものが大きく変わったわけですね。プラスチックだけではなくて小金井のごみも入ってきたというところで、

とりわけ周辺地域の皆さんは非常にやはり不満と不安を感じていらっしゃる。

そういうことからいえば、このプラスチックを焼却するということを決定する以前にバグフィルターというのはやはり取り替えられるべきであったというふうに思うのですが、しかし、経費的な問題もあるとするならば、この20年、21年というような形での更新ではなくて、やはり早急にそれぞれが更新されていくべきだというふうに思います。

しかもここに一時金というのですかね、予備費として一時的に措置されていくということであると、そういうような形ではなくて、やはりプラスチックも物すごくふえてきているわけですから、そういうことを、バグフィルターを交換していく、順次交換していくということにまずはお金は使われるべきだというふうに思うのですけれども、管理者のご意見を伺います。

それから、今申し上げましたプラスチックの件ですけれども、4月から新しくプラスチックが入ってきているわけで、このプラスチックが4月を境にしてどのような量的変化を見せたのかということをお尋ねします。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） ただいま広報の件でご質問いただきまして、確かにおっしゃられている部分があるかと思います。ただ、来週、羽村、瑞徳の両協議会の方との話し合いをもつ機会がございますので、本日この補正予算、ご決定いただきましたら、早速来週に両協議会の方たちに広報を出す予定があるということで、いろいろなご意見を聞いて、なるべく早く広報を出せればと考えております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 公害対策の充実についてのご指摘については、うちの組合も同じような認識を持っております。今までも羽村、瑞徳両対策協議会と協議を重ねまして、現在まで積極的に公害設備の更新を図ってきて、バグフィルターも9年間でもう既に1回やっております。そういうふうに早め早めな交換を協議会と調整をしまして実施をしているところでございます。

今回の新しい性能の、現実的に3炉を一遍にというようなご指摘だと思いますけれども、今回のバグフィルターは通常の従来のバグフィルターよりも、ガス状のダイオキシンの分解をさせるために触媒機能がついています。二層構造になっていまして、これは特注品でございまして、現実的な問題としまして製作に2～3カ月ぐらいかかるというようなことでございまして、工期的に9月から12月までにオーバーホールを順次実施していくのですけれども、1炉分ぐらいしか間に合わないなど、こういった現実的な問題もあります。

しかしながら、計画の中では来年度に向けても3号炉の更新をしていきます。1年以内に二つの炉において新しいバグフィルターの更新が図られるということでございまして、現在うちの組合は焼却炉は3炉ございます。3炉のうち1炉は予備炉となっております。

したがって、今年は1炉あれば、この1炉を中心にごみ処理の稼働をしていけるだろうと、来年度以降については2炉あれば、これを中心に焼却業務をしていくことはローテーション上可能でありますので、組合としては計画どおり対応していきたいと、こういうふうに考えております。

それともう1点、プラスチックの焼却の件でございますけれども、なかなか搬入されるごみを、プラスチックだけということで測って、そういうふうな実態の数値はないのですけれども、およそ組成分析とかそういうふうなことをしていますので、そういうふうな数値で計算を、計算値でございますけれども、18年度が1,490トン、それから19年度が1,330トン、160トンぐらい現在減っていると、すみません。今のお話は4月から6月のお話で、申しわけございません。プラスチックは減っていると、160トン

ぐらい減っているということで、分別の徹底が図られているのかなと、こういうふうを考えているところでございます。

○議長（申田金八） 門間淑子議員。

○7番（門間淑子） まず、今の課長のお答えの中で、プラスチックの方なのですが、平成18年度は1,490トンですか。それで19年度の4月から6月までが1,330トンと、こういうあれですか。日程の差があるとちょっとこの減量が誤解を生みますので、そこは期間と量についてももう少し正確にお答えください。

それから、このバグフィルターに関して、小金井市からの処理委託料というのは毎月入ってくるということでしたけれども、これを率直に言って予期せぬ小金井市からのごみの受け入れ、ここには住民意思の反映が全くなかったわけで、こういうようなお金が入ってくることをよしとしないわけです。私たち地元の人間としては、お金が入ってくるからいいというようなことではとても考えられる問題ではないので、いずれにしても、この後の全員協議会でもいろいろご説明があるということでしたので、そこで申し上げることにもつながっていくわけですが、今回の小金井市のごみ受け入れに関しては、一方ではやはり法解釈上の問題、あるいは協定解釈上の問題、それから地方自治法の目的上の問題から大いに疑問があるところです。

したがって、できるだけこういうことは早く止めてほしいし、そういう羽村市議会としては10年の受け入れということは考えられないというようなことも言っているわけですが、そういうような地域の意思の中にあって、これから入ってくる、小金井市から入ってくるごみ処理委託料に関して、まずは安全対策を最優先、公害対策を最優先にしつつ、しかし、その使用についてはきちっとやはり情報公開をしていくということが必要だと思うのですけれども、そのことについて衛生組合の定例議会というのは11月と2月しかないということからいうと、非常に長い期間があいてしまうわけで、そうしたところの入ってくる委託金の使用方法などについて、議会に対してどのようなこれから先報告があるか、例えば時々臨時議会を開くとか、説明をするとかということは考えられないかどうかですね。従来どおりのスパンで定例議会という形になっていくのかどうか、そういうことではない方向にしていきたいと思うのですけれども、管理者のご意見を伺います。

○議長（申田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 先ほどのプラスチックの量で、申しわけございませんでした。

本年4月からごみの統一でプラスチックの焼却をしています。したがって、本年4月から6月までの3カ月間、それから18年度はやはり同期の4月から6月の3カ月間の比較で160トン減っていると、こういった報告でございます。よろしく申し上げます。

○議長（申田金八） 事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 安全対策、環境対策の問題でございますが、これにつきましては今でも最善の努力をして、環境に負荷を与えないような形で操業をしているところでございます。

議会への報告等でございますが、現在のところは定例会を予定して、臨時会等は予定してございませんが、今後につきましては各議員さん、また近隣の方々への情報につきましては、今以上に努力をしまして提供をさせていただくというような、そういう考えでございます。

以上でございます。

○議長（申田金八） 木下議員。

○6番（木下克利） 需用費の印刷製本と広報の委託料は、これはごみの受託金の中から支払われていると考えればいいのでしょうか。そもそもこれは西多摩衛生組合で出費する必要がなかったとすれば、小

金井市から別枠でお金をもらってよかったのではないかと思っただけで伺ったのと、もう一つは、施設の配備のバグフィルターは小金井のごみがなかったとしてもこの性能のものを付けるということだったのかということ伺います。

○議長（串田金八） 総務課長。

○総務課長（谷部 清） ただいまの広報の経費でございますが、この経費につきましても今回、小金井の方からいただいております受託金の費用を充てさせていただいております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） バグフィルターの更新につきましては、先ほど来もご指摘がありましたけれども、公害対策の充実を図るということは組合の方針でございますが、両対策協議会と調整をしてきて、積極的に進めている実態がございます。

そういった流れを踏まえて、当然今回更新時期でございます。この時期にやらないと5年もまた遅れると、こういったこともありますので、小金井の広域支援の受託とは関係なく、組合としては周辺住民に対して要望に応じていく、こういうことで更新をしていくということでございます。

○議長（串田金八） 木下克利議員。

○6番（木下克利） 製本の方、需用費の方なのですが、そんなに大きい額ではないのですが、それはやはり別枠で小金井からきちっともらい、小金井市の失政なわけですから、市長なり何なりで申しわけないというような「わび」のようなものを入れて住民にきちんと説明するという態度を組合として取ってもいいような気がするのですが、そういうお考えはないのでしょうか。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 今回、小金井からいただいております1キログラム48円というのは、過去の決算額をもとにして計算しております。それで本来、小金井がくることによってかかる経費というもので限定すると、もっと少ない金額になるかもしれません。

ただ、衛生組合の運営については、構成市町から分賦金というお金をいただいて運営しておりますことから、構成市町との負担の均衡を図る意味で決算額、総額での決算額をもとにして計算しておりますので、今回の充てた費用についても当然その中に含まれているものというふうに解釈しておりますので、受託金の中で充てさせていただくことでよろしいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 2番、近藤浩議員。

○2番（近藤 浩） バグフィルターの導入につきましては、そういう意味でいうと、もともと更新すべきもので充てるのはおかしいような気もするのですが、いずれにいたしましても、地元の住民の中では非常に不満がくすぶっているということで、私たちにいろいろ分別しろとかなんかうるさいことを言うてるのに、よそのごみは簡単に受け入れるみたいな声も聞こえるし、やはり何千万円か差額があるわけなのですが、小金井のごみは一刻も早くない方がいいのですが、もしこのまま続くとしたらいろいろ、例えば住民還元みたいなのを考えているのかどうか、例えば住民の不満とか、もう小金井市のごみは受け入れるなら受け入れてもいいけれども、例えばおれたちの税金は安くしろよとか、私は安くしろと言っているわけではないのですが、いろいろな形で、そういったことを考えないのかどうか、その辺の考えを1点お伺いします。

それから、2点目なのですが、先ほど出ていました広報用の資料ですね。最初の話だと九町内と七町内の協議会に出して、協議会でつくるようなふうにも聞こえたのですが、そちらでつくる

のですかね。また前回のように、それで全戸ビラ配布という形になるのかどうか、これから意見を聞くということでもありますけれども、どういう形で配布するのか、お願いいたします。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 受入期間のお話でございますが、これにつきましては多摩のごみの広域支援で受け入れをしているわけでございますので、西多摩衛生組合で単独でやっているわけではございません。

また、その受入期間につきましても1年間という契約でございますので、今後につきましてもいろいろ小金井市の動向等、また受け入れている市、また一部事務組合の状況等を考慮しながらこれからいろいろと検討していかなければいけないものであるというような、そういう考えでございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） ただいま広報のご質問をいただきましたが、広報につきましてはあくまでも西多摩衛生組合が主体となって作成をいたします。

ただ、内容のより充実を図るためには羽村市、瑞穂町両協議会のご意見を盛り込むのが一番いいだろうというふうには考えております。

また、配布の方法ですが、全戸配布、羽村市、瑞穂町の両協議会の地区内にお住まいの方々に全戸配布という形をとらせていただきます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 近藤浩議員。

○2番（近藤 浩） 前々から説明の中で1年間、1年間と言うのですけれども、1年間で今の状況では終わるわけないと思うのですよね。1年間でそれは終わればいいですよ。私が聞いたのは、住民還元してもいろいろ条件があって難しいとは思うのですけれども、そういった住民の気持ちというのをどういうふうに考えているかということなのですよ。

そういう意味で、なんかこの差額を今まで足りなかった分に当てようということではなくて、住民のなんかために考えると、そういう考えでは全くなかったのかどうかお願いします。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） ここでの受託費用の地元還元ということでございますが、これにつきましては特に今まで地元還元、例えば先ほどちょっと例にございましたが、税の軽減とか、そういうことは今のところ考えてございません。

それとあと、先ほどちょっと1年ではというような話でございますが、これはあくまでも契約は1年でございますので、今後につきましても、先ほど申し上げましたとおり、受託をしている市並びに一部事務組合、他の一部事務組合ですね。それと小金井市の状況等を判断をして慎重に検討する必要があると、そういう考えでございます。

○議長（串田金八） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号、平成19年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第10、議案第10号、西多摩衛生組合監査委員の選任について（その1）の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案説明及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました議案第 10 号、西多摩衛生組合監査委員の選任について（その 1）につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づく識見を有する監査委員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める者の氏名は沖倉強氏であります。住所は福生市本町 91 番地、生年月日は昭和 25 年 5 月 23 日であります。

沖倉氏は、当衛生組合の監査委員としてお願いしてまいりましたが、平成 19 年 7 月 8 日に任期満了となっております。これに伴いまして、改めて当組合の監査委員としてお願いをするため、本案を提出するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 10 号、西多摩衛生組合監査委員の選任について（その 1）の件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

なお、ただいま選任同意されました沖倉強監査委員につきましては、11 月議会定例会にて平成 18 年度歳入歳出決算にかかわる監査報告のため議会に出席していただきますので、その際ごあいさつをいただく予定でございます。

次に、追加日程第 11、議案第 11 号、西多摩衛生組合監査委員の選任について（その 2）の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、大坪国広議員の除斥を求めます。

（大坪国広議員 除斥）

○議長（串田金八） 朗読を省略し、提案説明及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました議案第 11 号、西多摩衛生組合監査委員の選任について（その 2）につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づく、議員のうちから選任する監査委員について議会の同意を求めるものであります。

同意を求める者の氏名は大坪国広氏であります。住所は瑞穂町箱根ヶ崎西松原 47 の 39、生年月日は昭和 25 年 4 月 5 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 11 号、西多摩衛生組合監査委員の選任について（その 2）の件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。
大坪国広議員の除斥を解除します。

（大坪国広議員 着席）

○議長（串田金八） ただいま監査委員に選任されました大坪国広議員にごあいさつをお願いします。

○監査委員（大坪国広） ただいま皆さんの同意により選出されました瑞穂町から出ております大坪国広です。

住民の立場である衛生組合の監査委員でありますので、どうかよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（串田金八） どうもありがとうございました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、昨日、3 件の陳情書が議会議長あてに提出されております。今回提出のありました陳情書の取り扱いにつきましては、臨時会ではあらかじめ告知した事件のほかは急施事件以外は付議することができないこと、本日は初議会で昨日の段階では議長が選出されていないこと、また会議当日の 1 日前の提出であり、審議する時間的余裕がなかったこと、以上の理由から、議長の権限により次回の定例会までに取り扱いを決定することにいたしましたので、報告いたします。

これをもちまして平成 19 年第 1 回西多摩衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 3 時 30 分 閉会